

平成23年5月9日  
関東経済産業局中小企業課

中小企業支援ネットワーク強化事業  
中小企業支援ネットワークアドバイザー巡回依頼要領

1. アドバイザー巡回依頼手続き

中小企業支援ネットワークに参加登録している支援機関で、中小企業支援ネットワークアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の巡回を希望する支援機関は、アドバイザーに直接連絡（電話又はメール）を行うか、又は、別紙様式「巡回依頼登録票」を事務処理機関に提出して下さい。

なお、同様式にて、「定期的巡回」とは、アドバイザーが支援機関を定期的に巡回（頻度として一月あたり1回以上）すること、「個別課題巡回（非定期）」とは、個々の高度・専門的な課題に対してアドバイザーがスポット的に支援機関を巡回することをいいます。

2. アドバイザー決定等のプロセス

(1) 支援機関から直接巡回依頼を受けたアドバイザーは、日程等の調整を行った上で、巡回予定を事務処理機関に連絡して下さい。

(2) 別紙様式にて、支援機関から提出されたアドバイザーの巡回依頼については、支援機関及びアドバイザーのスケジュール等を調整したのち、事務処理機関から連絡します。

また、特定のアドバイザーを希望しない場合は、希望する専門分野等を勘案のうえ、事務処理機関が候補者を選定・提示し、支援機関の了承を得た上でアドバイザーとのスケジュール調整等を行います。（いずれの場合も、個別課題巡回については、可能な限り迅速に対応する予定です。）

(3) なお、適宜、巡回先支援機関におけるアドバイザーの活動状況や実績等を勘案し、関東経済産業局（以下、「当局」とする。）にて巡回計画の見直しを行います。

### 3. 必要書類の提出及び協力等

アドバイザー巡回依頼機関は、当局又は事務処理機関の求めに応じて、以下の協力等を行うものとします。

(1)「中小企業支援ネットワークアドバイザー実務マニュアル」に基づく各種様式(様式5及び様式7)の提出及びアドバイザーが作成する書類への署名・押印等(必要に応じて)

(2)国が行う本事業に係る事業計画等に照らした事業実績等についての調査等に対する協力

(3)その他、本事業の円滑な実施に必要な協力等

なお、報告・調査事項等に係る様式などについては、別途ご連絡させていただきます。

### 4. 注意事項

○ご要請頂いた内容によって、本事業の主旨と合わない判断された場合や希望するアドバイザーのスケジュール等がつかない場合などには、ご依頼の内容の確認や修正、実際の巡回が出来ない場合があることを予めご了解頂いたうえでご依頼ください。

○特定の支援機関に対する各アドバイザーの巡回日数は全体の8割を上限とします。

例)年間50日勤務が可能なアドバイザーが A商工会議所とB商工会を巡回する場合、A商工会議所への巡回可能日数は最大40日まで。

○定期的巡回における特定の支援機関に対する複数のアドバイザーの巡回は可能ですが、原則週5人日を上限とします。やむを得ず上限を越える場合は、当局までお問い合わせ下さい。

○なお、限られた予算(活動日数)の中で多くの中小企業に対して支援を行うことも必要であるため、一相談案件につき一定回数で支援を終了させていただくこともあります。

【別紙】

平成23年度中小企業支援ネットワーク強化事業  
中小企業支援ネットワークアドバイザー巡回依頼登録票

■ご記入年月日：平成 年 月 日

■機関情報 貴機関名、連絡先を記入して下さい。

機関名	
連絡先	
お役職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

■巡回依頼の内容

	項目	ご回答
1	巡回依頼の種類 (どちらかに○をして下さい。)	1. 定期的巡回 (月/週 日) 2. 個別課題巡回(非定期)
2	巡回実施希望日	
	【注】①定期的巡回の場合には、月の場合には日にち、週の場合には曜日を記載して下さい。 ②特定の支援機関に対する各アドバイザーの巡回日数は全体の8割を上限とします。	
3	巡回依頼するADの分野 (複数可。以下の例示をご参照下さい。)	
	【例示】経営戦略・企画、経営改善、経営革新、販路開拓・マーケティング、金融・財務、、人事・労務、創業、地域資源活用・農工商等連携、事業再生、事業承継、生産管理・ものづくり高度化、IT活用、知財、海外展開支援、商業・サービス、産学連携、環境、その他(回答欄に具体的に記入下さい。)	
4	巡回依頼するADの人数 (複数の分野がある場合には各分野毎の人数。また、特定のADの巡回を依頼する場合には当該ADの氏名。)	
	【注】定期的巡回における特定の支援機関に対する複数のアドバイザーの巡回は可能ですが、週5人日を上限とします。	
5	支援対象企業数 (想定でも可)	
6	巡回依頼場所 (中小企業への直接訪問の場合には企業名、業種、従業員数、所在地等)	
7	その他、巡回依頼に当たって留意すべき事項 (任意)	

【備考】記入欄が不足する場合には、適宜枠を広げるか、別紙等を添付して下さい。

<お問い合わせ先>

◆ 株式会社パソナ・さいたま 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル

電話:0570-077200 FAX:0570-077500 (本事業専用回線)

担当:乙藤(おとふじ)、梅田 メールアドレス: nw\_kantou@pasona.co.jp

◆ 関東経済産業局中小企業課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

電話:048-600-0322 FAX:048-601-1294

担当:小林、山中 メールアドレス: kobayashi-hiromitsu@meti.go.jp, yamanaka-kazuhisa@meti.go.jp